

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	湊地区（原）	令和4年8月6日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	114.17 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	106.10 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	2.39 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.39 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 （備考）	9.59 h a

## 2 対象地区の課題

<p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○後継者の確保・育成が必要である。</li> <li>○農業法人においても若手農業従事者の確保が必要である。</li> <li>○認定農業者も高齢化していることから、規模拡大に向けて、農業法人での受け入れ態勢を整えていく必要がある。</li> </ul> <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○畑地について遊休農地が増加しており、維持管理が困難になってきている。</li> </ul>
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○離農等で貸借が必要になった場合は、原則農業法人へ貸借を行いながら集積を進めていく。</li> <li>○受け手側も準備が必要であることから、出し手と話し合いを行い、集積の進め方を協議していく。</li> <li>○農地中間管理機構を活用した貸借を原則とするが、実情に合わせ、農業委員会の利用権設定も併用して貸借を進めていく。</li> </ul>
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

**1 農業法人への集積の継続**

- 集落の農地面積の約67%を農業法人が耕作しており、今後も農業法人を中心として農地の集約を進める。
- 集約化を進め、作業効率を上げていく。
- 農業法人以外の認定農業者や認定新規就農者、兼業農業者の方については、継続して耕作していただく。

**2 農業法人後継者の育成**

- 雇用就農資金等を活用し、農業法人の従業員の確保・育成を進め、ノウハウを継承していく。
- 将来の担い手となりうる、集落内後継者の確保・育成に取り組む。
- 冬期間の収入確保のための方策を検討し、具体化していく。

**3 畑地の管理**

- 集落周辺の畑地について、将来離農などにより耕作困難となることから、中心経営体を中心に活用方法について協議し、園芸作物の作付等を検討していく。
- 認定新規就農者への畑地の集積・集約化や、畑地を活用した新規就農者の誘致など、長期に渡って畑地を耕作できる農業者の発掘・育成についても検討していく。

**4 多面的機能支払制度への取り組みの継続**

- 農地の維持・保全を図るため、多面的機能支払制度に集落として継続して取り組む。
- 集落内農地の全面積を中心経営体だけで維持管理していくことは困難であることから、集落内全員が活動に参加する組織を継続していく。

**5 農業法人の経営力向上**

- 税理士の指導を受け、部門別損益計算、貸借対照表や損益計算書により経営を分析し、合理的な経営管理を行う。